

3つのステップで考える相続・贈与対策 ～相続人でない孫への遺贈～ その10

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、相続人でない孫へ遺贈する場合の課税関係について解説します。孫へ遺贈する旨の遺言書は、遺言者の愛情の表れと思われれます。また、遺言書による方法以外にも、生命保険金の受取人に孫を指定しておくことで、孫へ一定の財産を残してあげする方法もあります。

愛情による行為であっても、相続人でない孫への遺贈は、相続税の負担においては不利な取扱いになってしまうこともありますので、その点の理解が欠かせません。相続人でない孫へ遺贈を行う場合の相続税法上不利な取扱いは、以下の3つになります。

1. 相続税額の二割加算

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されます。そのため、孫は原則として相続税額の二割加算の対象となります。

2. 生前贈与加算

相続又は遺贈により財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。また、その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることとなります。そのため、孫が被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けていると、その贈与財産は、生前贈与加算され相続税が課されることとなります。

3. 共同相続人全員の相続税

たとえば、相続人でない孫が生命保険金の受取人である場合、生命保険金の非課税の適用を受けることができません。そのため、共同相続人全員の相続税の負担が重くなります。

以上のことを以下の【設例】で検証してみます。

1. 被相続人 父（令和2年4月死亡）、2. 相続人 長男・長女・長男の子A、3. 生前贈与 父は3年以内に、以下のような贈与を行っていた。

受贈者	平成29年5月		平成30年10月		令和元年5月	
	贈与金額	贈与税	贈与金額	贈与税	贈与金額	贈与税
長男	300万円	19万円	300万円	19万円	300万円	19万円
長女	300万円	19万円	300万円	19万円	300万円	19万円
長男の子A	300万円	19万円	300万円	19万円	300万円	19万円

4. 父の相続財産（生前贈与財産を除く。）と遺産分割

- ① 不動産等 20,000万円（長男が15,000万円、長女が5,000万円相続）
- ② 生命保険金 1,000万円（長男の子Aが受取人）

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	Aが生命保険金の受取人			※長男が生命保険金の受取人の場合		
	長男	長女	A	長男	長女	A
不動産等	15,000	5,000	—	15,000	5,000	—
生命保険金	—	—	1,000	1,000	—	—
同上非課税金額	—	—	(注1) —	△1,000	—	—
生前贈与加算	900	900	(注2) 900	900	900	—
課税価格	15,900	5,900	1,900	15,900	5,900	—
相続税の総額	3,624			3,150		
各人の算出税額	2,431	902	291	2,297	853	—
相続税額の二割加算	(注3) 58			—	—	—
贈与税控除	△57	△57	△57	△57	△57	—
納付税額	2,374	845	1	2,240	796	—
合計税額	3,220			3,036		

（注1）Aは、相続人ではないため、生命保険金の非課税規定の適用を受けることができない。

（注2）Aは、生命保険金の受取人となっているため、被相続人から遺贈によって財産を取得したものとみなされ、被相続人から3年以内に受けた贈与財産については生前贈与加算の対象となる。

（注3）Aは、一親等の血族ではないことから、相続税額の2割加算の対象となる。

（文責：山本和義）